

特35
840

美作總社宮由來
并保存方法
全

014657-000-7

特35-840

美作總社宮由來並保存方法

矢吹 正則 / 著

M29

ABB-1089



美作總社宮の由來

謹曰美作の總社宮は西北條郡苦田郷西苦田村大字總社に在り此地古（一）田郡に

て貞觀五年二郡に割り苦東郡に属し後又四分の時苦南郡となり後遂に今の郡名に

改めたるなり此御社傳記に人皇卅代 欽明天皇廿五年大日貴命を邑の本館に勸請

し和銅中今の御社地龜甲山に移し一二宮を始め諸神を祀り總社と稱し國司郡司の

府邑を知るや若し事あれば自ら當社に幣を奉りて其平安を祈る是毎國に總社ある

の所以なりと記されたり是れ總社の根元を解くものにて不肖正則政和の所見も亦

此に外ならざるも少く遺漏なきにあらざれば今之を國史に考へ野乘に徴し古人

の所説を敷演する事左の如し

夫れ我か美作國は 元正天皇（八皇四十四代）和銅六年四月三日備前六郡を割て置く所而て

國政を執行する國府の廳を此邑に建設し從五位下津守連通朝臣美作守に任し赴任

せらる抑も國司の職制は令義解に載られたる如く第一に神祠戸口を掌り次に百姓



を字養じやうようし農桑のうそうを勸化くわんくわする等た総て嚴密げんみつなる職責しやくせきあり此の如く神社の事を職制せいきの第一に掲げ玉へるは祭政さいせい一致の御旨趣しゆしゆに基つく所而て此地には幸に國府こくふの西一町餘の所に大巳貴命おほしひのみことを祀る御社在まを以て國司は中山神社なかつやまのじんじや一宮いっみやうを左座さざに高野神社たかののじんじや二宮にみやうを右座みぎざの御相殿みまゐりと爲なり而て此御社を以て一國の中心ちゆうしんとく是より東半國の郡村に座す諸神を左側ひだりがはの御内宮みまゐりに西半國の郡村に座す諸神を右側みぎがはの御内宮みまゐりに勸請くわんきやうし茲に始て美作の總社すうしやと稱なづけ國司は總社の神官を率ひきひて躬みづから祭事を執行しやうぎんせられくなり今三代實錄じやうじゆくを按おさずるに貞觀五年の叙位じゆんくわんごねん天石門別神社あまのいしもんべつじんじや美田郡みゐのぐん河會村かゑむら奈義神社なぎのじんじや豐田郡とよのぐん大篠神社おほしのじんじや苦田郡くゐのぐん高倉郷たかくらが郷後郡ごのぐん改かへりて文曆中ぶんりやくちゆうの書には東北條郡きたがはのぐん大笹郷おほささの郷とありは總社すうしやの東方ひがしに鎮座ちんざせられ貞觀六年の叙位じゆんくわんごねん田神社たのじんじや苦田郡くゐのぐん菟上うのかみ神社じんじや長田ながた神社じんじや布ぬ施せ郷の郷等らは總社すうしやの西方にしに鎮座ちんざせらる是を以て御内宮みまゐりの左右に在るは東西とうざいの區別くわくべつなるを察さつすべし而て總社すうしや毎年の神幸かみゆき中祈年なかつしんねん新嘗しんじやう御田植みゐり重陽じゆうやうの四祭典しよさいてんを最も鄭重ていぢゆうに執行しやうぎんせられたり其祈年しんねん新嘗しんじやうの両祭りやうさいには神稅しんぜいは今の神戶郷しんぷの郷と正稅せいぜいを供たぐへ御田植みゐりと重陽祭じゆうやうさいには一國より取纏とれまとめたる荷前のさきを奉たぐりたりと云此重陽祭じゆうやうさい

即ち九月九日には正午を期きし一二宮を始め苦田一郷の諸社及ひ近郷なる徳守神社とくしゆじんじや田中たなか郷の郷天隅神社あまのすみのじんじや林田はやし郷の郷天劍神社あまのけん田邑たのむら郷の郷大宮神社おほみやのじんじや香々かか郷の郷等十社の神輿かみこ幣へい總社すうしやの前まへ面めんなる御旅所みたびどころ今尙遺跡いまなほゐりありに御神集みかみあひあり而て一宮の神輿かみこ小原こはらの丸芝まるしばげを今此地いまこのちを淨じゆん居ゐせしより此こゝ云いふ二宮の神輿かみこ奥田おくた中丸なかつまる芝しばげを御着みきたを待總社まちより雙方ふたうへ神官かみ六人むににん宮侍みやうざむらひ十五人宛御迎むかひに出いて神饌しんぜんを奉たぐり夫より總社すうしやの客社きやくしやに着御ちやくみの御永例みまゐりにて御祭典みまつりには國府こくふの諸官しよくわん美作守美作介美作權介美作椽みまさけのしよくわん美作權椽美作日美作史生みまさけのしよくわん郡司ぐんじ大領少領おほりやうしやうりやう郷長庄長ごうぢやうぢやう庄長ぢやうぢやうは上皇かみみかの御務みづかを掌たぐる等拜禮らいらいの式しきは極めて嚴肅げんしゆくなりならずんも惜おぼむらくは祭典まつりの式書しきしよ散逸さんいつし今は御會集みまひあひの神名かみなと御幸みゆきの行列書ぎやうぎつあるのみ中古ちゆうこ元治げんぢ源右府げんぢゆう頼朝たのちゆう卿けい諸國しよこくに守護地頭しゆごぢちゆうを配置はいちの後のちは神稅しんぜい正稅せいぜいの調進てうしんは廢はせしも神領かみりやうと全國ぜんこくの荷前のさきを以て祭事を執行しやうぎんし古典こくげんの缺けつる所もなく現いまに神領かみりやうの有ありし事は永祿十二年四月三日毛利元就もとむね朝臣あそみの總社すうしや及一二宮いっにみやうの社司しやしへ出いされし證文しやうもんと其將平佐就言しやうへいさしゆげん東市とうし等三人連名さんにんれんめいの書翰しよかんに見ゆみ元就朝臣もとむねあそみの書は各通かくつうにて三社さんしやに存ぞんし平佐氏等へいさしやうらうら是等こゝろの舊券きゆうけんに總社すうしや一二宮いっにみやう又は一二宮

総社と記載あるを以て往古の御社格も併せて相窺れたり然るに天正十二年美作一圓宇喜多秀家朝臣の所領となりて秀家朝臣は天正の末年より文祿中に至て二宮総社を始め各郡中諸社の神領神田をも悉く没収せられしか慶長五年九月關ヶ原の役に一敗地に塗れ家名斷絶して遺領は名島秀詮（初名）朝臣の所領とされり名島氏も社領を復興せられざるより諸社恒例の祭事は彌よ衰頽せしか同氏は幾あく蕩して其家絶たれり

因に云宇喜多氏は秀家朝臣の父直家（和泉守）も敬神の心なく佛を信するも日蓮宗のみ他の宗門は之を廢せんとし現に攝社山誕生寺を改宗せしめんとし住持深譽か肯せざるを憤り堂宇を毀ち佛像を斫き經卷を焚捨し等の亡狀あり（直家の亡狀は作陽誌誕生寺の條に）其惡弊は秀家朝臣に至て益す甚たく遂に神社佛閣の所領を奪ひ而て一宮の御神領を皆没ありしか何か心に關る所や有けん家老長船貞行（紀伊守）に命じて高拾石を寄附せらる其下知狀を閱するに一宮社領之事東南條郡東一宮村之内

高拾石田畑上中下を引合せ神主へ可相渡爲替地備中西庄可差遣者也文祿四年十二月吉日と記し豊臣秀家と刻せる印章あるのみ此他に寄附狀なく月の下吉日と書れしを以て考れば此下知狀ころ寄進狀兼用のものと思はる何ろ夫れ土地の等位を撰むの密にして神に奉る事の粗畧なるや是れ敬神の心なきを察すへし宇喜多氏は社寺の領を没収して五年に滿たす關ヶ原の一戦に士卒散亂其身は八丈島に配流せられたり名島秀詮朝臣も一宮の御領は宇喜多氏の如く立置れ其老臣杉原重政（紀伊守）稻葉通正（内匠頭）より神主に與へたる奉文に爲社領高拾石被成御寄附訖於神前國家安全武運長久之御祈念不可有懈怠之旨被仰出候也と記せり抑も中山神社は清和天皇貞觀六年八月官社に列し給ひ元吉備國即ち美作備前備中備後四ヶ國に於て名神大の御社は美作中山神社備前安仁神社備中吉備津神社以上御三社なり而て四ヶ國中公然一宮の稱號あるは中山神社と吉備津神社御兩社なる事は大日本一宮記に見へたり斯る尊き神威をも顧みず此大神の敷

在せる美作備前備中の内に於て高五十七萬四千石を食み高官高位榮花其身に餘りながら古への神領五十分一にも足らざる土地を寄進して此の如き嚴令を出さくむるとは實に非禮の極ならずや是を毛利元就吉川元春森忠政森長繼朝臣の寄附の親書に比較すれば敬神の有無は一目にして察せらる夫れ神は非禮を稟給はずとは建曆二年の宣旨にも窺れたり設令是等の御事は知られざるも道理の當否は知らるべき筈なるに其事なく己れの武運長久を祈らめんとせし名島氏は備作に牧たる三年に滿たすして薨去家名斷絶し神領を増加し社殿を造營せられたる毛利森氏の子孫は聯綿として華族の地位を墜されざるは必ず神祐の然らむる所なりとは今さら論ずるまでもなく嘗て森氏の老臣長尾勝明氏か三社に傳ふる毛利氏以下の翰墨を視其總社に存する元就朝臣の親書の跋に識す處あり

敬神者我邦風也大江元就起於寒微奄有十州眞一世雄也克敬神視總社一篇其餘可知今裝飾之以露厥誠赤爾

贊曰

魁將崛起武威蕃宣功報三捷籌出萬全莅衆巨德事神致虔天賚多福瓜

元祿庚午歲晚夏日 作州執事長尾集人源勝朋志

是はこれ長尾氏か君命を奉し作陽誌編纂の日諸家の成敗を鑑み毛利氏敬神の德を賞揚し而て宇喜多名島二氏神明を蔑如せし餘殃は措て論ずる所なきも神を敬する我か國風と云ふの説より推考せば不言の間に戒め置しものなるや必せり

慶長七年十月名島氏の家絶するや美作一國は翌年二月森忠政朝臣に賜ひ入封の後一二宮總社の三社に祭祀燈明料として高三拾石宛を寄附し幾もなく加増して三社ともに七拾石とせらる蓋し此時津山築城其礎始めに徳守神社を再興し之を全市の總鎮守と爲し三大社と同く七拾石の神領を寄附せられたり其嗣森長繼朝臣實森

麾下關成次の長子にて忠政朝臣の外孫なるを以て最初は部屋住料として高五百石を賜ひしか幸に森家を相続せらるるは寛永十二年正月三社及び徳守神社は高拾石宛を増加し八拾石高とし鶴山八幡宮に三拾石を増して五拾石とし大隅白神天神三社に二拾石を寄附し而て総社の御本殿は明暦二年建替らる構造は毛利元就朝臣再管せられ元宮の如く方五間半にて中山神社と御同尺今の御宮即ち是なり〔作陽誌に方七間とある〕次に高野神社〔寛文三年〕次に徳守神社〔寛文四年〕次に鶴山八幡宮〔寛文十三年〕を再建せられ此他各郡中に於ても有名の神社再建の事あれば多少の補助費を寄せらる今も寛永十一年の秋より延寶二年四月までの梁札に森内記公御寄進又は御合力と記載あるものは是なり長繼朝臣治國中神佛の經營偏する所なく又水利を開き民益を興されたる功績は永く記憶し置べきものなり然るに長繼朝臣退隱の後廿餘年を経て森氏國除の不幸ありて幕府〔綱吉〕社寺の所領を悉く上地ありしは誠よ是非なき事なりき

因よ云元祿十年國主森長成朝臣逝去せられ嗣子式部衆利出府の途次勢州に於て

狂病に罹り幕府の大法に依て森氏は已に斷滅に及はんとせしよ是より先き長繼朝臣は二萬石を内別の隱居料とし此年八十八の高齡なりし幕府は特に長繼朝臣を召し一度登城せしめ備中江原に於て新知高二萬石を賜ひ末子森長直は千五百石を賜ひ幕府麾下の士となりてありしを擧て長繼朝臣の嗣と定めらる〔後播州赤穂に〕移又長繼朝臣の三男森長俊〔對馬守と云此人の敬神なりしは高野神社と美田郡天石門別神社へ自書の中臣一巻宛を奉納し今尙兩社に存するにて知るへし〕四男關長治〔大藏〕兩氏は新田高とて森家領知の内を分別し諸侯に列せしめ津山城中に別居せしめられたるか幕府は此兩家には播州州と備中新見に於て新知を賜ひたり時の人評して長繼公は森氏の役介より出て國主となり幕府に乞て其生家關氏を諸侯に列せしめ又長俊をも新田分として諸侯とし今又隱居料に替て新知を賜ひし事は比類なき幸福にて全く敬神の厚きを神明の加護し給ふ所ならんと唱へしとぞ今此説を徳川氏數世間の賞罰に係る恩榮録と廢秩録に據て考るに特殊の恩典を蒙られしもの如く口碑眞に故あり

元祿十一年正月松平宣富朝臣は高拾萬石を以て准國主として津山拜領後總社及一
二宮徳守の四社に糜米拾五俵宛を寄附ありしは森氏の寄附に對照すれば甚た輕微の
感なき能はず然れども松平氏は神社佛閣の修繕に別途補助の一方を設けられし爲
に僅に舊例を維持し來りしに廢藩に至りて官社の外は總ての事御氏子一途の負擔
となれり此時に於て不肖等は總社の御根屋を始め諸所修理の時機に臨めるを認め
たりしに是等は連年修繕し殊に明治十二年御屋根總葺替の落成を見たり實に多か
らざる御氏子にて總葺替の速なるに驚き其方法を問ひに村人の曰く往日は國主と
國人の力を以て修營せし神社なるも領主既に去られし今日汎く各地に謀るも諾否
如何にやと躊躇の間益す雨露は社殿を潤すに至れり時に人あり氏子に説て曰く僅
少の氏子にて斯る大社を維持せんとするも到底保存しかたからん然に姑息の修繕
を爲し遂に朽敗に至らしめんよりは寧ろ柱梁の堅牢なる今日毀ち取て小社に造り
改め憂を後世に貽さるるに如かず是等は我が國體の起因を知らず神社をも堂坊の

如く人の歸依より取建たるもの杯と思ひ誤れるの勸告なりといへども又以て此大宮
は總社一村落の力にて維持しかたかりし事を知るに足るへし邑中二三の有志者此
勸告を聽て深く驚き一日五十餘戸の御氏子を社前に會し相謀りて云ふ王政の曩昔
此規模成り武家專政の世之を維持し幸に今王政に復し官に補助なく又各郡に義捐
を求る道なしとするも殆ど一千二百年美作の總社として一國の體面を粧ひ來れる
大社にて古來國人の一二宮及び當社に拜するを三社参りとし其社日と大三十日に
は各郡より群集する所なり設令保存に苦む所あるも一度此大宮を毀ち小社に造
り替れば再び上古の規模と窺ひ見かたし是れ茲に集ます各郡の神々は固より其氏
子の人人に對するも眞に忍びざる所なるへし雖然之を葺替之を維持せんとする
は甚た困難の事なり存廢孰れにも衆心一致ならざるへからず實に本社千載の存廢
は將に今日にあり互に忌諱なく意見を述べ多きに就て決するに如かずと説く者も
泣涕聽く者も亦感慨俱に涙を飲て一座悽然殆ど人なきが如くなりしと呼々其情察

すべし事茲に至ては苟も神國の人として誰か敬神の誠意勃興せざらんや異口同音に答へ云設令世人の助けなきも力の限り維持し奉るべきは氏子たるものゝ本分なり各應分の資金を献し尙足らざる所あれば幸に共有の田地山林あり之を鬻て補なふも決して慳むべきにあらずと衆議一決して總葺替に着手するや近郷の有志者其舉を聞き多少の資料を寄するありて共有地の賣却は豫定の半に至らずして全く總葺替の功を奏せしものなりとぞ實に不肖等か此實況を聞得しは數年前の事にて爾來窃に贊美したりしに尙近日聞く所は總社に於ては曩に御屋根の總葺替を爲し得たるの歳より五十餘戸の御氏子各分限に應ずる寄附金額を定め毎月之を持寄りて時々祭典費と將來修繕の料に備るの蓄積を爲すに貧富を論せず誰一人も其期を過つ人なく而て其村落の景況を視るに年一年と繁榮の兆あり僅少の氏子にて能く修繕を爲し又祭典を厚くす其費額は他の人々とは重く負擔するも益す土地の榮ゆるは神明の恵み給ふ所ならんと云ふにあり不肖等此説に接するや思ひは忽ち古今

よ亘り層一層感覺は押へんとするも押へかたきよ至れり請ふ之を開陳せん抑も總社宮は一の宮と二の宮の間に在りて兩社に至る二十町は過ぎず而て往古國司か一二宮の祈年祭に參向し祭事を掌られし事は延喜式に見る所而て其兩社に詣する道容易にして往復に勞あるものにあらず由是觀之美作の總社宮は延喜式内及國史見在の神社を始め路程悠遠にして國司を始め苟も官守ある者歳時參拜し難き各郡村に鎮り座す神々の配祀を主眼とし其東作の諸神等を總るを中山神社西作の諸神を總るを高野神社として祀りしものなるや明々瞭々たり而て一宮は一國の總鎮守總社は一國の總氏神と祭る御由緒を以て古來一國中荷前を集め一宮は之を御柱祭に總社之を御田植祭と重陽祭の御料に供し高野神社は西作六郡の祠官を會し閏年の祭事を執行する等皆特殊の緣由ありし所なり然るに二宮の閏年祭は元祿以降漸く衰微し總社は慶應中神官老衰或は幼少にて巡回を爲し得ず御一新に至て一宮總社共に一度荷前募集の例を止め一宮の再ひ玉串頒布の事あるも總社ハ尙奉仕者の

年若或は故障ありて古例を實行し能はさりしより全く総社宮と郡邑と千古の因み漸く薄く既に明治十二年總葺替の如き大事に及ふも荏苒として補助を各郡に仰き得さりしものなり然るに不肖等か元氏神勝南郡和氣郷大宮神社大庭郡布施郷比佐見神社等も國府の總社に於て往古は國司の親祭を享け給ひ中古よりは守護山名赤松尼子毛利森松平諸家の獻資と全國の荷前とに成る大祭に預り給ひしに御維新後其事止みたるも幸に村人か敬神の厚きより今尙縣社相當の御祭りに預り給へる實況を拜見しては轉た感喜に堪へず總社の御繁榮は日々に企望し奉る處なり固より總社の稜威御盛んなれば其本宮即ち美作各郡に座す諸神の神德隨て威靈の發揚あらん事は火を視るよりも明らかかなり是れ神は人の敬禮に依て威德を増し人は神の御惠にて運を添と云ふ古言に確信する所あればなり故に不肖等は曩に總社の存廢を謀るの日僅少の御氏子一致して往古の規模を墜さず今尙月並に維持の資金を出し三大社の名實を空しからざらしめんとする誠心と功勞を座視傍觀するに堪ざ

より當社永遠保存の方法を講ぜんとして固より之を講ずるもれば獨り總社の御爲に盡すにあらざして不肖等直接の氏神は勿論總社に合座し給へる美作全國の諸神に盡すの微志なり其方法は別紙に掲ぐるが如く其求る所些少なるも之を全國に募るの容易ならざるは豫知する所なりと雖ども眞は勢ひの止むなきに出るものなり回顧するに和銅分國の日美作六郡何れの郡にか神社なからん何れの人か氏神を祭らざらんや是れ神は佛と異なり彼我の歸依より祭るものにあらず長くも上至尊より下臣民に至るまで神裔ならざるはなく神を祭るは建國以來神州の大典報本の主要にて地主の神の外に氏神を外部に祀れる事は皇大神を伊勢に祭り玉ひしに基づき奉りし處なるへ此の如き國體なるが故に氏神は固より總て神を敬するは人の人たる本分なり依て其氏神を合祭せし總社に對し奉りては何れの郡村にも漏るゝ所なく一致協同して御供料と御修營費を捧ぐるを正當なりと信す幸にこれに同意を辱ふするを得れば美作の總社たる名分も益す明らかけ又御社殿も往日の美に復

此大宮に集り座す一二宮の天神を始め十二郡中の神々も必ず感應あらせられ茲に始て神人一致の御規模即ち神德發輝すへは是れ不肖等か深く協賛を辱知の諸君に仰き諸君の援助に依て全郡邑の有志家に同意を求めんとする所以なり希くは能其事實を猛省せられ俱に關係ある總社の爲に一臂の勞を添へ給はん事を

明治廿九年四月

津山

矢

吹

正

則

謹白

美

甘

政

和

追加

本稿を脱して後嘉永五年四月平賀元義翁〔備前の人〕か勝北郡梶並村八幡宮の社記を録せり其元書を閲せしに香美郷香美神社〔現今の八幡宮なり〕は美作百十二社の一なり往古は此國の正税を充て御社を造らしめ給ひ云云〔中〕古へは此國の國守苦東郡の國府の總社に此大神を齋き祭り又御社へも參出て拜み奉りきと記せり翁ハ汎く國史を涉獵し博識を以て世に知られし人なり而て其識見ハ恰も不肖等か膚見と符合せり故に翁の所説の要を摘て不拔の證に供すと云

方法書

一米五拾石

但全國戸數六万餘ノ内ニ於テ五万户ヨリ一戸壹合宛神納ノ積リ

右ハ美作官社ノ御氏子中ヲ始メ各郡町村ニ鎮座シ玉フ縣社郷社村社ノ神職及御氏子總代御氏子諸君ノ協賛ヲ得テ往昔美作ノ國司カ一二宮即チ中山神社高野神社ヲ始メ奉リ各郡ニ鎮座シ玉フ諸神ヲ御合座ニ祭ラレタル美作ノ總社ヲ維持シ且是ニ日供ヲ奉リ次ニ本宮乃チ各郡ノ諸社ニ奉ル御饌ヲ重クスルノ用ニ充ルノ

總額トス

内譯

一米貳拾五石

總社宮神納

一米貳拾五石

各郡鎮座諸社神納

總社宮神納之部

一米貳拾五石

内譯

米壹石九舛五合

米七斗三舛

米四斗八舛六合六勺餘

米貳石壹斗九舛

米壹石四斗六舛

米九斗七舛三合三勺餘

米壹斗二舛

米三斗五舛

米貳石

小以米九石四斗五合

正面御三座中央大已貴命
御左右一二宮一日三合宛

全上御酒一日壹合
此代米一日二合積

全上御鮮一日米四合代ヲ以テ買
入タル御鮮三分ノ一

御内宮二社御供料御一社ニ三合宛
御左右分合一日六合

全上御酒御一社壹合宛二社分
此代米一日四合積

全上御鮮一日米四合代ヲ以テ買
入タル御鮮三分ノ二

御鹽

〔神事用奉書杉原等紙代
但御供米包ニ封紙一切

〔新年新嘗及秋季大祭御田植祭其他廉
立タル御祭典獻饌御増加見込ノ分

〔此獻饌御供米神酒ハ成ルヘク
參拜者ニ配授スルモノトス

米貳石四斗七舛

米四石五斗六舛餘

米四石五斗六舛餘

米壹石

米三石

合計米二拾五石

以上總社神納ノ分ハ成ルヘク各地収獲ノ新穀ヲ以テ御料ニ充ツヘシト雖トモ遠隔
ニテ運送不便ナルハ代料トス而テ毎年陰曆十一月二ノ午日新嘗祭古例式執行前
神納ノ御運ロヲ仰ク

各郡鎮座諸社神納之部

一米貳拾五石

是ハ各郡ニ鎮座シ玉フ御氏神ニ獻備シ奉ルヘキ總額ニテ上ニ云ヘル御氏子一戸

〔總社保存ノ件ニテ來會ノ神職又ハ他方ノ御氏
子中賄費及新年新嘗兩祭神職雇料等ニ充ツ
日々神饌撤及國家安全祈願ノ會釋
社司渡シ一日米壹舛二合半

全上社掌會釋

〔御内陣及外部等年々大字總社御氏子
ニ於テ補修シ來リノ内ハ寄附

〔御屋根葺替其他非常修營トシテ毎月
總社御氏子蓄積中ハ寄附積立

平均米一合設令ハ二百戸アル氏神ノ神職諸君ハ米二斗ヲ纏メ其壹斗ヲ総社宮ニ
其一斗ヲ氏神ノ献饌トス而テ其献シ方ハ御氏子総代諸君ト協議ヲ遂ケ御社頭ト
奉仕者所在距離ノ遠近ヲ考察シ或ハ二回ニ献スルヲ一回ニ五回ニ献スルヲ二回
トシテ其献品ヲ重クシ奉ル等度数ニ拘ハラヌ清淨ト敬禮ヲ要シ玉フベシ是レ総
社ニ於テ日々諸社ノ爲ニ献饌シ奉ルカ故ナリ

但此御供料等ノ取纏メ方ハ各地ノ意見ニ隨フ所ト雖トモ先ツ此規則ニ定ムル
所ハ神職諸君秋ノ御初穂取集來ノ地ハ其時トシ或ハ秋季大祭ノ日社頭へ持寄
ノ地ハ其時トス此他何レニ拘ハラヌ神職總代諸君協議ノ上氏適宜ノ方法ヲ以
テ取集メラレタル^參上大氏神ノ御前ニ於テ御氏子一般ノ抽籤ヲ爲シ神使ヲ撰定
シ當籤ノ人總社ニ神納セラル、モノトス故ニ總社ニ於テハ特ニ其人ノ家門繁
榮ヲ祈リ當日献スル所ノ神酒御供ヲ授與スヘシ蓋シ此他便宜ノ法ヲ以テ送附
アル固ヨリ妨ケナシ

一各神社御氏子毎ニ米壹合宛ノ神納ヲ求ル^{至難}ハナシ^ルベシ依テ其不足スル所ハ敬神有
力家ノ増補ヲ仰キ一戸ニテ補助スル米ヲ併セ総額四升以上ニ達スル分ニハ神札
ヲ送附シ且其人參詣ノ節ハ昇殿拜禮ヲ取扱フヘシ故ニ其姓名ハ御供料ヲ神納セ
ラル、時必ス報知ヲ仰ク

謹告

弊地美作の総社ありて和銅分國より今に至る殆ど一千二百年一國三大社と稱し一宮二宮と並立し給へる所以は本社に中央に國土經營の大己貴命御鎮座御左右に中山高野の大神御相殿其御兩脇の御内宮には各郡中の諸神御鎮座ありて美作一國の総氏宮なるか故なり凡そ一國の神判乃ち神議は此大宮に出る所其神徳の顯彰なるによりて世々の國司守護領主之を崇敬せられ各郡人の尊崇も今より往時一層厚かりしは鎮座の根原を能く知る人の多かりしに因る所なり然るに近世社領もなく僅少の氏子と奉仕者も漸く減じて二戸となり而て恒例の祭事を執行し且時々修繕をなすの困難なるを察し美甘矢吹の兩氏本社的事實を汎く各郡に謀り衆力を以て維持の基礎を立んとし前記の書成て先づ不肖等に示さる不肖等之を閱するに古來の縁紀を詳悉せられしものにて吻を容へき所なく不肖等是まで當社の爲に盡す所は固より直接氏子たるものゝ本分に於て今此贅辭を得るは過賞と云ふの外なく雖然

総社の創造たる獨り此地方の爲に祀られたる大宮にあらざれば四方有識の君子兩氏の懇請を納られ協賛を賜ふの幸を得ば奉仕の神職は日々の献饌と祭典に従事し氏子總代及氏子一般は本社 of 修管保存に注意し兩氏の總社大前に窺ひ定められたる此方法を確守し往古國司と御國人の崇敬に成りたる美作總社宮の御規模を永遠失墜せざらん事と務むへし此旨茲に謹告す

岡山縣美作國西苫田村大字總社
縣社總社宮

明治二十九年丙申五月

社司 小井 義 禮
社掌 平尾 雪 夫

同社氏子

總代 伊賀 滿 一 郎
全 小林 彌 平 治
全 竹 内 治 郎 平
全 小林 宗 五 郎

委員

竹 内 圓 治 郎
竹 内 光 五 郎
小林 元 治 郎
河 本 牧 五 郎
前 原 芳 五 郎
小林 伊 之 平

明治二十九年八月廿五日出版
明治二十九年九月十五日發行

非賣品

著作者兼發行者

岡山縣土族

矢吹正則

美作國西北條郡津山町
大字南新座九拾九番邸

全

岡山縣土族

美甘政和

美作國東南條郡東一宮
村大字東一宮百三番邸

印刷者

佐藤直夫

備前國岡山市大字榮町
八番邸山陽活版所

